

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国(上海)自由貿易試験区～その規制緩和の内容と実態～

第四回 外商投資企業に対する外貨管理規制の緩和

II Lawyer's Eye

中国での企業結合実務～簡易案件の届出に関する指導意見の公布～ 弁護士 中川 裕茂

III 中国法令アップデート

- 事業者結合簡易案件届出の指導意見(試行)
- 企業情報公示条例(意見募集稿)
- 国外投資管理弁法(改正意見募集稿)
- 著名商標認定保護規定(改正意見募集稿)
- 中国(上海)自由貿易試験区外商投資経営付加価値電信業務試行管理弁法
- 中国(上海)自由貿易試験区文化市場開放項目実施規則
- 中国(上海)自由貿易試験区大口商品現物市場取引管理暫定規定
- 中国(上海)自由貿易試験区条例(草案)(意見募集稿)
- 西部地方奨励類産業目録(意見募集稿)
- 商業銀行ファクタリング業務管理暫定弁法

IV 中国万感

～「象棋」(シャンチー)～

弁護士 石黒 昭吉

特別連載

I 中国(上海)自由貿易試験区～その規制緩和の内容と実態～

第四回 外商投資企業に対する外貨管理規制の緩和

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 上海オフィス

今回は、自貿区における外商投資企業に対する外貨管理規制の緩和について説明する。2013 年 12 月 2 日、中国人民銀行は「中国人民銀行の金融が中国(上海)自由貿易自貿区の建設を支持することに関する意見」を公布したが、内容は原則的なものが多く、具体的な解釈や実務については細則の発表が待たれていた。同意見を受けて、2014 年 2 月 28 日、国家外貨管理局上海市分局は「中国(上海)自由貿易自貿区建設を支持する外貨管理実施細則に関する通知」(以下「26 号通知」)を公布した。26 号通知は、自貿区の金融改革のうち「外貨管理改革」分野における実施細則と位置づけられるものである。全体としては、自貿区内の外商投資企業と内資企業を問わずに適用される規定として制定されているが、特に外商投資企業のみを対象とする部分も存在する。なお、26 号通知に先立って、2 月 20 日に、人民銀行から「中国(上海)自由貿易自貿区での人民元クロスボーダー使用の拡大を支持することに関する通知」(以下「22 号通知」)も公布されている。26 号通知は、人民元調達・決済方法を規定する 22 号通知とあわせ、グループ企業の中国における外貨建て、人民元建てによる資金管理手法に大きな影響を及ぼす内容となっている。

26 号通知内容は多岐にわたるが、その内、外商投資企業にのみ適用されるものは、以下のとおりである。

(1) 外貨登記関連手続を銀行取扱に変更

外商投資企業(直接投資)に関連する外貨登記や関連する各種変更登記等の業務は、一般的には外貨管理局で行うものとされているが、自貿区内の外商投資企業の場合、原則として、銀行において直接取扱うことが可能となった。具体的には、以下の手続を含む。

- i 外商直接投資事前費用基本情報登記(但し、1 プロジェクトの金額が 30 万米ドル未満などの条件がある)
- ii 外商投資企業新規設立基本情報登記(但し、現金出資以外の場合や、いわゆるラウンドトリップ投資の場合などは除かれる)
- iii 外国投資者による国内企業の合併買収時における企業基本情報登記(但し、現金出資以外の場合や、いわゆるラウンドトリップ投資の場合などは除かれる)
- iv 外商投資企業基本情報登記の変更(登録通貨、企業の合併・分割、移転等は除かれる)
- v 外国投資者出資入金登記

(2) 外貨資本金の人民元両替自由化

自貿区内の外商投資企業の「外貨資本金」は、任意での元転が可能となった。自貿区外においては、投機的な資金流入の抑制を目的として、原則として「外貨資本金」を元転する場合、元転に関するインボイスなどの関連証憑原本等の銀行に対する提出が義務付けられており(手元準備金名義の毎月 10 万米ドル相当の元転を除く)、外商投資企業の柔軟な資金調達上、重い負担となっていた。それが、全額任意での元転が可能とされた点で、大きな転換と言える。但し、資本金口座開設銀行で、資本金口座ごとに 1 対 1 対応の支払待機口座を開設し、そこで管理することが要求されている。また、現在のところ、外貨資本金任意人民元転率は 100%とされているが、この比率は、国家外貨管理局により適宜調整されうるものとされる。

(以上のほか、26号通知には、(i)経常取引業務の手続の簡素化、(ii)域外保証関連の手続の簡素化、(iii)多国籍企業の外貨資金集中運用管理の許容、など注目すべき内容が規定されているが、これらは、基本的には、外商投資企業であるか、内資企業であるかを問わず適用される規定・制度であり、自貿区内の外貨管理規制一般の問題として、別稿を設けて解説することとしたい)

I Lawyer's Eye

弁護士 中川 裕茂



中国での企業結合実務～簡易案件の届出に関する指導意見の公布～

中国での企業結合規制上、特に独禁法上の問題が少ない案件の処理に関しては、2014年2月11日に**事業者結合簡易案件の適用基準に関する暫定規定**(中国語:关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定、以下「**簡易案件適用基準規定**」という。)が公布されている。この法令はいかなる案件が特に独禁法上の問題が少ない案件であるのかの基準を示す法令であった。

そして、さらに4月18日、**事業者結合簡易案件の届出に関する指導意見(試行)**(中国語:关于经营者集中简易案件申报的指导意见(试行)。以下「**簡易案件届出指導意見**」という。)が公布された。

この法令は、簡易案件の届出の手続き面で規律を新しく規定するものであり、実務上、多くの案件が該当するであろう「簡易案件」についての処理について重要な方針を示している。本号では特にこの指導意見についての解説を加えたい。なお、前々号(2014年4月1日号)のLawyer's Eyeでは簡易案件届出指導意見の公布前に簡易案件に関する解説を行ったが、本号でも全体を俯瞰できる解説を心がけているため、前々号と重複する点もある点をご容赦頂きたい。

1. 簡易案件の該当性の基準

中国の企業結合審査では、通常、審査の開始までに1～2ヶ月、審査が開始した後でも1次の審査期間の30日で審査が終了することではなく、審査期間が2次審査期間(更に90日)にまで延長されることが通常であり、一般的な案件でも合計で半年程度は覚悟をしなければならない状況が続いている。

簡易案件適用基準規定は、かかる状況下において、審査を簡素化・迅速化することを目的として、実体的基準として、次のような案件を「簡易案件」として処理することを定めている(簡易案件適用基準規定第2条)。

＜ 簡易案件に該当する案件の類型と基準 ＞

類型	具体的基準
シェアが低い場合	(1)一つの関連市場において、結合に参加する全ての事業者の市場シェアの総和が15パーセントを下回る場合 (2)結合に参加する事業者に商流の上流・下流の関係がある場合で、上流及び下流の市場におけるシェアがいずれも25パーセントを下回るとき (3)結合に参加する事業者が同一の関連市場になく、かつ商流の上流・下流の関係がない場合で、取引に関連する各市場におけるシェアがいずれも25パーセントを下回るとき
中国市場に対する影響が少ない場合	(4)結合に参加する事業者が中国国外において合併企業を設立する場合で、合併企業が中国国内で経済活動に従事しないとき (5)結合に参加する事業者が外国企業の持分又は資産を買収する場合で、当該外国企業が中国国内で経済活動に従事しないとき
共同支配から単独支配に移転する場合	(6)2以上の事業者が共同して合併企業を支配している場合で、結合によりそのうちの1以上の事業者により支配されるとき

上記原則に該当する場合でも下記のケースでは例外的に簡易案件として扱われないと規定されている(簡易案件適用基準規定第3条)。

- 2以上の事業者が共同して合併企業を支配している場合で、結合によりその内の1の事業者により支配され、当該事業者と合併企業が同一の関連市場における競争者であるとき
- 事業者結合の関連市場の画定が難しい場合
- 事業者結合が市場への参入又は技術の進歩に対して不利な影響を生じるおそれがある場合
- 事業者結合が消費者及び他の関連する事業者に対して不利な影響を生じるおそれがある場合
- 事業者結合が国民経済の発展に対して不利な影響を生じるおそれがある場合
- 商務部が市場の競争に不利な影響を生じるおそれがあると認めるその他の場合

2. 簡易案件としての届出制度の概要

上記の基準に基づき簡易案件として処理することが可能である案件の処理について、簡易案件届出指導意見は短い条文ながらも実務的な規定をいくつか設けた。ポイントは以下の通りである。

- (1) 簡易案件の基準に該当する場合、当事者(届出義務者)は、簡易案件として届出を行うことも、通常案件として届出を行うことも可能である。簡易案件に該当する場合であっても、後述のように商務部ウェブサイトでの案件受理時点(正式な審査開始時点)での公示が行われることを避けるため等の目的で通常案件として届出を行う方が有利である場合もある。なお、簡易案件として処理するかどうかについて当局の審査が行われ、希望により直ちに簡易案件として処理されるわけではない。
- (2) 簡易案件としての届出が可能かどうかは商務部との正式な事前相談で相談することは可能である。これまで事前相談は、届出義務があるか否かという点での相談で使われることはあったが、企業側としては自ら届出義務の有無を判断し事前相談を行わないことが多かった。簡易案件としての届出の可否の相談については事前相談制度を用いるメリットもあると思われる。
- (3) 簡易案件の届出書フォームは通常案件のそれに比べて簡略化されている¹。記載が不要となった情報は次の情報である。通常案件の届出では、届出書で開示を行うことを躊躇されるような情報や、準備自体が煩雑で時間を要する情報もあるが、簡易案件での届出では実質的に負担が軽減されている。ただし、依然として、結合の中国市場に対する影響や主たる競業他社についての情報は記載が必要である。

¹ 簡易案件の届出書フォームは下記の商務部ウェブサイトでダウンロードが可能である。
<http://images.mofcom.gov.cn/www/201404/20140418164957628.doc>

項目	情報の内容
結合の関連市場の競争の状況に与える影響の説明書	1. 関連市場の川上川下の主要企業リスト、担当者および連絡先、その中で、結合に参加する各当事者と川上川下取引のある主要企業を記載し、川上川下企業との取引基本状況を説明しなければならない。 2. 関連市場の供給構造および需要構造。
市場参入に関する分析	1. 関連市場への参入における事実上、法律上などの障害。 2. 知的財産権による制限、結合に参加する各当事者の関連市場における知的財産権のライセンスまたはライセンシーとしての状況説明。 3. 関連製品の規模、経済的な重要性、関連市場における競争者の数と規模など。 4. 潜在的な市場競争および市場参入の可能性。迅速な関連市場への参入および有効な競争展開の可能性および難易度。 5. 直近数年の関連市場における重大な市場参入または撤退状況。可能であれば、参入し、または撤退した企業名、連絡先などの詳細状況。
関連市場における事業者の水平的または垂直的な提携合意の状況の説明書	例えば、研究開発、特許使用権の譲渡、共同生産、代理販売、長期供給および情報交換などに関する合意の有無等を記載。
市場構造等についての説明	結合の市場構造、業界の発展、競争者、川上川下事業者、消費者、技術進歩、経済発展及び公共利益に対する影響。
結合による効率性説明書	結合により生じうる効率性及び関連する裏づけ文書。効率性はどのように実現できるか、実現時間、量化方式、消費者が利益を受ける程度、結合を通じない当該効率性の実現の可否などの状況を分析。
関連市場以外の市場状況の説明書	結合当事者の関連市場以外の市場における状況の説明書

- (4) 簡易案件としての届出を行った場合、同時に、「事業者集中簡易案件公示表」を提出する必要がある²。簡易案件としての商務部による受理後、案件の審査にかかる公告が行われ、当事者、取引の目的及び概要、簡易案件として審査されるべき理由等が公示表に基づき商務部のウェブサイトにおいて公開され、第三者によるコメントを10日間受け付ける。その結果、例えば第三者が簡易案件の基準を満たさない等の異議を述べ、商務部が簡易案件として処理されるべきでないものと判断した場合、商務部は簡易案件としての認定を取り消した上で、届出当事者に対してあらためて通常案件として届出を行うことを求める。

3. 簡易案件としての届出に関する問題点

簡易案件の処理手続きが未だ実務上確立されてない現状では、簡易案件の処理に関しては不明確な点や問題点が多く残されているといえる。例えば次の点を指摘することができる。

² 簡易案件公示表フォームは下記の商務部ウェブサイトでダウンロードが可能である。
<http://images.mofcom.gov.cn/www/201404/20140418165039633.docx>

- (1) 簡易案件に該当した場合の実質的な特典が規定されていない(例えば、一次審査期間の 30 日で審査を完了させるべきこと等)。←この点は実質的にそのような運用を行うであろうとの期待はもつべきであろう。
- (2) 簡易案件の適用を行うプロセス自体が曖昧であり、簡易案件であるのか否かを判断するプロセスを当局が行う時間が長くなり、簡易案件として扱う本来の趣旨が没却される恐れがある。
- (3) 簡易案件としての処理が開始された案件でも、プロセスの中で通常案件として扱うべきという判断がなされた場合、逆にそれまでの審査の時間が無駄になりかえって審査期間が長くなる。特に、簡易案件の該当可能性について、原則的規定としては比較的基準は明確であるものの、例外的に簡易案件とは取り扱われない場合の規定が広範であり、基準が抽象的に過ぎ、予測可能性が極めて低く、出し戻しの可能性を常に考えなければならない。
- (4) 公示の制度については、企業がプレスリリースを行うような案件であれば格別、そうでない案件でも商務部ウェブサイトでの公示が強制される点は、この制度の利便性を損ねているとも思われる。わずか 10 日間という公示期間の中での異議が現実的かどうかという点も疑問である。

以上

Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 若林 耕



弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

最新中国法令の解説

<事業者結合届出>

事業者結合簡易案件届出の指導意見(試行)

〔ポイント〕 本意見は、独占禁止法に基づく事業者結合の届出事案における簡易案件としての申請、処理手続を定めるものである。中国では、事業者結合の届出審査に時間がかかり過ぎることが問題視されており、競争法上の問題が少ないと認められる一部の案件を簡易案件と認定することで、審査事務の効率化を図る狙いがあると考えられる。ただ、簡易案件の申請が認められた場合、具体的にどの程度短縮されるかについての規定は置かれておらず、今後の運用が注目される。

(2014 年 4 月 18 日公表)(商務部)

〔原文〕 [关于经营者集中简易案件申报的指导意见（试行）](#)

<会社法制>

企業情報公示条例(意見募集稿)

〔ポイント〕 本条例(意見募集稿)は、企業情報開示システムを通じた企業情報公示義務について定めたものであり、企業による業情報開示義務、政府部門の企業情報開示義務が明らかにされている。前者としては、「登録資本登記制度改革案」により現行の年度検査に替わる制度として導入された年度報告の開示義務のほか、発生日から 20 日以内の払込済資本、行政許可の取得状況、行政処罰の状況などの開示義務が定められている。

なお、ここでいう「企業」は、有限責任会社、株式会社のほか、パートナーシップ企業などが含まれる。

(2014 年 4 月 15 日公布、施行)(工業情報化部、工信部通[2014]130 号)

〔原文〕 [企业信息公示条例（征求意见稿）](#)

<对外投资>

国外投資管理弁法(改正意見募集稿)

〔ポイント〕 本弁法は、中国国内法人(内資企業、外商投資企業も含む。)が対外投資(国外での会社の新設、買収、増資引受等)を行う際の中国における商務部の投資管理(認可及び届出制)を規定するもので、2009 年 3 月 16 日に公布された現行法を改正しようとするものである。改正の目的は、2014 年 4 月 8 日に公布され同年 5 月 8 日から施行される国家発展及び改革委員会の「国外投資項目認可及び届出管理弁法」の改正に歩調を合わせるもので、改正案では敏感な国(地区)及び業界に対する国外投資については従前どおり中央の商務部の認可を要するが、それ以外の国外投資については地方の商務部門での届出で足りるとされている点が注目される。

(意見募集期間:2014 年 4 月 26 日～同年 5 月 15 日)(商務部)

〔原文〕 [境外投资管理办法（修订）（征求意见稿）](#)

＜知的財産権(商標権)＞

著名商標認定保護規定(改正意見募集稿)

〔ポイント〕 本規定(改正意見募集稿)は、「商標法」、「商標法実施条例」に基づき、著名商標(中国語:「馳名商標」)の認定要件や著名商標の保護などについて定めたものである。本規定では、著名商標の定義が「関連公衆に熟知されている商標」とされ、現行法の「関連公衆に広く知られ、かつ比較的高い名声を有する商標」から改められている。これは、「熟知」が要件とされたことで、著名商標の認定要件は引き上げられたものと理解されている。著名商標の認定要件につき、登録済み商標については登録から3年以上が経過していることが、未登録商標については5年以上の継続使用していることが新たに要件とされた点が注目される。

(意見募集期間:2014年4月14日～同年5月31日)(国家工商行政管理総局)

〔原文〕 [馳名商标认定和保护规定（修订征求意见稿）](#)

＜上海自由貿易試験区＞

中国(上海)自由貿易試験区外商投資経営付加価値電信業務試行管理弁法

〔ポイント〕 本弁法は、自由貿易試験区において外商投資により付加価値電信業を行おうとする場合の投資条件、審査認可手続等を規定するものである。自由貿易試験区においては、本年1月6日に公布された「工業情報化部・上海市人民政府による中国(上海)自由貿易試験区の付加価値電信業務更なる対外開放に関する意見」により、一部の付加価値電信業務を外資が経営する場合の出資比率制限が緩和されている。本弁法では、審査認可手続が簡略化され、審査期間が短縮されるとともに、認可権限が上海市通信管理局に委譲された点が注目される。

(2014年4月15日公布、施行)(工業情報化部、工信部通[2014]130号)

〔原文〕 [中国（上海）自由贸易试验区外商投资经营增值电信业务试点管理办法](#)

中国(上海)自由貿易試験区文化市場開放項目実施規則

〔ポイント〕 自由貿易試験区においては、2013年9月18日に公布された「総合方案」において、自由貿易試験区で設立された会社が生産したゲーム機・ソフトを中国国内向けに販売することが解禁された。但し、ゲーム機・ソフトを国内向けに生産及び販売するには、文化主管部門の「内容審査」に合格するという条件が課されているところ、本実施規則は当該内容審査の手続、必要書類等を具体的に定めるものである。コンテンツ中の音楽の全歌詞の中訳、全セリフ等の中国語による説明データが求められるなど、厳しい審査となることが予測される。

(2014年4月10日公布、施行)(上海市人民政府)

〔原文〕 [中国（上海）自由贸易试验区文化市场开放项目实施细则](#)

中国(上海)自由貿易試験区大口商品現物市場取引管理暫定規定

〔ポイント〕 本規定は、自由貿易試験区において、大口の商品現物取引市場を開設するという方針を示すものである。上海市商務委員会が市及び中央の金融管理部門と共同で開設作業を進め、市場管理を行うことなどが規定されている。

(2014年4月15日公布、同年5月1日施行)(上海市商務委員会他)

〔原文〕 [中国（上海）自由贸易试验区大宗商品现货市场交易管理暂行规定](#)

中国(上海)自由貿易試験区条例(草案)(意見募集稿)

〔ポイント〕 現在のところ自由貿易試験区の全般的な運営・管理は、2013年9月29日に公布された「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」に暫定的に基づいているが、本条例は、当該弁法に代わることが予定されている。本条例(草案)は、現弁法では網羅しきれていなかった部分も含める総合的に内容となっている。

(意見募集期間:2014年4月23日～同年5月8日)(上海市人大常務委員会)

〔原文〕 [中国（上海）自由贸易试验区条例（草案）](#)

＜西部地方投資＞

西部地方奨励類産業目録(意見募集稿)

[ポイント] 本目録は、国家発展及び改革委員会が、西部の 12 の省(市)における新たな奨励類産業を追加規定するものである。当該奨励類目録に列記された業務を営む企業は、企業所得税が 15%まで減税されるという優遇税制を享受できる。新たに追加された産業としては、太陽光発電、クラウド、民営空港の運営等が注目される。

(意見募集期間:2014 年 4 月 16 日～同月 30 日)(国家発展改革委員会)

[原文] [西部地区鼓励类产业目录（征求意见稿）](#)

＜商業銀行＞

商業銀行ファクタリング業務管理暫定弁法

[ポイント] 本弁法は、「契約法」、「物権法」、「商業銀行法」等に基づき、商業銀行が行うファクタリング業務の監督管理について定めたものである。ファクタリング業務は、商業銀行が債権者から債権を買い取り、債務者に対する支払の催告、債権者への回収状況の報告などのサービスの提供や、債権者に対する貸倒担保の提供などを行うことと定義されている。また、商業銀行がファクタリングを行ってはならない債権の範囲も示されており、売主の義務が未履行の代金債権等がその対象とされている。

(2014 年 4 月 10 日公布、施行)(中国銀行業監督管理委員会)(中国銀監会令 2014 年第 5 号)

[原文] [商业银行保理业务管理暂行办法](#)

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞



中国万感



【「象棋」(シャンチー)】

弁護士 石黒 昭吉

休日に中国の都市の裏通りを歩くと、年配者が木製の盤と丸い駒を使って将棋のような遊びに興じている光景がよくみられる。これは「象棋」(Xiang Qi、シャンチー)と呼ばれるもので、中国では広く普及している遊びである。シャンチーの愛好者数は5億人に上るとされており、チェス(世界で3億人)を超える人気を獲得しているとされ、実は世界一人気のある遊戯といってもよいかもしれない。

駒の数は全部で32(16×2)、盤のマス目は9(横)×10(縦)であり、先に敵の「王将」に相当する駒(「将」、「師」)を詰めた方が勝ちである。将棋の「飛車」と同じ動きをする駒もあるほか、チェスのナイトに近い動きをする駒もあり、将棋やチェスに親しんだ方ならば馴染みやすいところがある。その一方で、動ける範囲が自陣内に限られている駒があるほか、「将」と「師」が同じ列で向かい合うことができない(向かいあうような動きをした側が負け)など独特のルールもあり、独自の楽しさがある。街の中でこの遊びに興じているのは年配者が多いように思うが、雑誌では、「詰将棋」のようなものが掲載されているほか、オンラインゲームでもシャンチーを楽しむことができ、幅広い世代に受け入れられているのではないと思われる。

筆者は、2005年から2006年にかけて中国の大学に留学していた際、中国人の同級生からシャンチーのルールを教えてもらう機会があり、その面白さにひかれた。紙製の盤に木製の駒という携帯用のセットも数百円程度で市販されており、国内を旅行する際にはこれを購入し、鉄道の車中で同乗者と一緒に楽しんだりした。筆者のへぼ将棋ならぬへぼシャンチーぶりにもかかわらず、車内ではあっという間に周囲に人が集まり、休日の市内と同様の光景が見られた。

このシャンチーは、中国では広く知られた遊戯であるにもかかわらず、日本での知名度は、将棋やチェスと比べれば今ひとつという印象である(日本での愛好者はわずかに20万人程度とされている。)。しかし、シャンチーを楽しむことができるようになれば、現地で思わぬコミュニケーションツールとなってくれるかもしれない。これから中国で留学や駐在する予定のある方には、シャンチーのルールを身につけることをお勧めしたい。



写真掲載元: <http://goo.gl/BNUvaB>

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。
お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川
裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご
遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

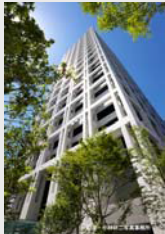
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は
全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	李 加弟	詹 新平
石黒 昭吉	李 彬	
楽 楽	杜 雲華	
屠 錦寧	安 然	
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
Tel: 052-533-4770 (代表)
Email: nagoya@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060 (代表)
Email: beijing@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311 (代表)
Email: shanghai@amt-law.com



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000 (代表)
Email: singapore@amt-law.com